

Title	伊豫大三島の唱呼に就て
Sub Title	
Author	菅, 菊太郎(Kan, Kikutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.4 (1927. 12) ,p.147(621)- 153(627)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19271200-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伊豫大三島の唱

呼に就て

大三島は古來單に三島と畧稱せられ、今も尙ほ

は、舊藩時代より以前に溯りて、足利時代前後に於て便宜唱呼せられたのであつたかのやうに思はるゝのである、それは大三島内、字臺に名所の臺瀧あり、又鎌倉時代領家の臺館等あり、臺の地名が一島を代表したるに依るかと思ふ、されど固より廣く行はれた通稱では無かつた。

其附近住民の間には三島にて通す。本居宣長の古事記傳には、大二島云々の事あれど、此はミと二とのイ行横列の轉訛を傳へたるまでにて、固より取るに足らざる俗稱である。其他上島越智島、臺嶋、と呼びたる事もある、而し是等は一時的概括的に云つたものであつて、永久的一般的のものでは無かつた、例へば舊藩時代に於て松山藩領の忽那群島を下島と唱へたるに對して、大三島群島を上島と呼んだ類である。又松山藩領の越智郡内の島方であるから越智島と總稱し、大三島を本島(註二)とし越智島七島などとも云つた。其臺島といふの

要するに通稱は、大三島であり、古くは單に三島と呼んだ、されば何時の頃より、三島の唱呼行はれたりやと云ふに、是れ本島に鎮祭の大山積神社、別稱大三島神社又名三島宮と關係あることで、あつて、恐らく三島明神(延喜式神名帳に伊豫國越智郡大俗に三島明神と稱すと註せり)鎮祭以前に於ては、決して島名の記録に存するものは無いと思ふのである。依て三島の文獻に存する最も古きものを求むれば釋日本記所引「伊豫國風土記」に溯らねばならぬ。曰く

乎知那御島坐神(シマニマツカミニミナハ)御名大山積神一名和多志(註三)大神也、是神者所顯難波高津宮御宇天皇御世、

是神自百濟國度來坐、而津國御島坐云々、謂

御島者津國御島名也。

即ち三島は古くは御島と書いたものである、是

れ攝津國御島の名を繼ぐものであつて、大山積神

の前祭地が御島であるからである。蓋し大神の鎮
座せる島を崇めて御島と唱へたるは、殆んど疑ふ

の餘地が無い、御は眞と同じく接頭語である所から容易に使用された。後世御を三に轉用したるは

多く便宜に從ふものならんも、其例は何れに多々ある事にて、同じ伊豫の三津が濱の如き、往古道後温泉行幸の御船着きたる所として、御津なりしを、何時の頃にか三津と略記したる類である。

(攝津)比々喜宮ニ祭リ玉フ、是日本洲、伊豫二名洲、筑紫洲、此三洲平ニ守リ玉フ依テ奉

崇三島宮云々」

是れ三島の三ノ字は、日本本島、四國島、九州島の三島即ち日本全國の意味にて、後文武天皇の朝、大三島宮を以て大日本總鎮守の神と勅許ありたるも、此因由に原づくと爲すものである。更に豫陽盛衰記には曰く

「三島明神の神徳を稱して蓬萊、方丈、瀛洲、と云ふは、此三教の理を備へ玉ふゆへに其徳を擧て三島と號すなり、依去三文字を以て、

明神の符綬とす、其本は鱗の形なり、明神の

本體蓬萊、方丈、瀛洲の三壺を表すなり云々。」

の事なるが、其俗説として傳ふるものに至りては種々があるのである、例へば「御鎮座本縁」に曰く、

「孝靈天皇御宇六十一年頃依神託三男以彥皇

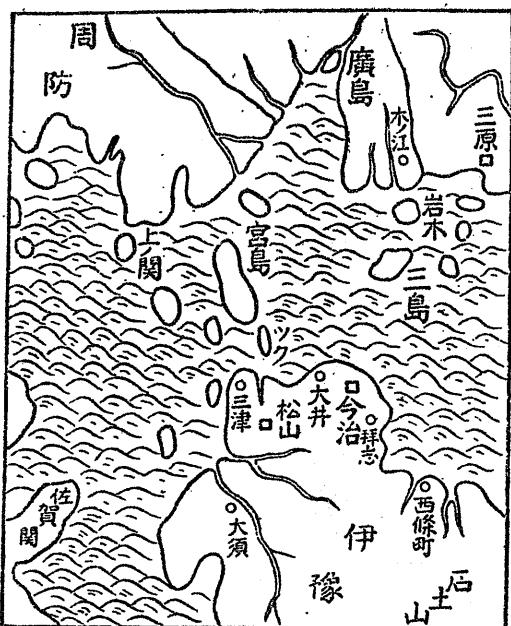
彦狹男命大山積皇大神御杖代定給ヒテ、同國

方丈、瀛洲の三島に比し、御ノ字を三の字に換えたりなどと云へる附會の論説は尙ほ豫陽河野家譜等にも見えたれど、今々此には錄せず。尙ほ古

蹟志の如きは三島を以て、身島の轉と爲す。其説

（満）嚴島詣記の一例を示す。

固より取るに値しない。又三島を見島と書けるもあり、其説に曰く彼小角、越智、玉興、玉澄等三島社造營に當り同行下向の時、見し島なれば見島



和漢三島に單島唱呼と會才圖

と云ふ々々（豫章記）。

さて大三島が三島と通稱せられたるは、斯の如く由來古く、和漢三才圖會其他多くの記行文等に發見あるにて知らる。今次に鹿苑院殿（足利義

者曰、生口島）などいふ浦々、北にあたりて見ゆ、この處々はいにしころ、筑紫へくだり侍りし時、とほり侍りしなりけり、この南に伊豫のみ島はるかにかすみたり、今夜は安藝國高崎といふ、海べたに御船をかけらる云々。

（今川了俊作）

斯く古來三島と通稱し來りたれども、大三島の稱呼亦古さにあらざるか。扶桑紀曰く持統天皇詔志天我朝一州每爾大山祇神平移志玉布、是仁仍天、伊豫國乃三島爾座須大山津見乃神乎、大元乃宮止號留云々、又曰く詔志天伊與二名洲乃各鄉每爾三島乃神乎遷徒祭祀志天則一郷一宮止崇牟留云々

伊豫大三島の唱呼に就て（音）

と。斯の如くして、三島ノ神を祭祀する所の、三島神社又三島明神と稱するものが、日本國內の到る處に夥たゞしく出來た譯である。(註六)

殊に同じ伊豫國には上記の如く各郷に奉祭せられ、其宇摩郡には奉祭地に地名三島さへあり、自ら區別の立ち難い點があるので、特に大元の三島社には大を冠して、大三島宮又は大三島明神と號し、其島を大三島（或は大御島）と崇めて唱ふるに至つたことは争はれ無いことである。自ら大三島の唱呼は、其全國各地に三島明神奉祭の時よりとすれば、可なり古い事であることが窺はれる。此事に就ては栗田寛博士も、古風土記逸文考證に於て、次の如く述べて居る。

島といふ事諸書に見えたり、云々。

然るに、中古以來文獻には、何れも伊豫の三島と署稱せられて來たのであるが、松山藩主久松氏の入部以來、大三島の唱呼の用ひられたると往々之あり、されど次の紀行の如く、之を近江島と誤記するものさへあれば、其一般的ならざりしは知るに難からず、筑紫紀行（菱屋半七、享和二年版）に曰く、

謂御島者津國御島名也、御島は伊豫大山積神社の鎮座、即大三島（又三島とも）宮浦村といふにありて、三島明神と云ふ、是にて此なる御島の名は、此神の始て現御身を顯はし給へる、攝

津國三島の名によりて、伊豫國なる鎮座の地名をも御島と云由なり、此島は大神の鎮座する處なれば、大御島とも稱へまつりしと見ゆ、さて攝津の三島と伊與伊豆を合せて三つの三

島？）御手洗山などいふ山へあり、云々。

る文獻も多々あり、此場合には三島の稱は其群島の總名的のものにも使はれて居た。

今日も尙ほ、近島界隈の俗稱には三島を以て、通するも、一般の地理歴史的文獻には、固より大三島の古稱に歸つて居る。此に中世足利氏の末頃より、三島水軍又は三島流水軍と稱したるものがあるが、こは全く當時海賊方村上氏の根據たりし、因島、能島、來島、三村上の因由より、其三島を指

稱せる三島と解せられざるにも非れども、元來村上の水軍は、極めて神秘的なるものとし、其守本尊を以て大三島明神、則ち三島神と尊崇して居た關係上、矢張大三島の三島を冠したものと考へて大過なかるべしと思ふのである。斯く大三島又は三島の稱は、藝豫海峽諸群島の代名的のものともなつて居たから、吉田東伍氏は「三島は伊豫國越智郡と安藝國の間なる、海中に散在する群島の總名なり」（大日本地名辭書）など書き附けたものであらう。尤も三島七島（註二參看）など記した

の事固より關係なし。

註一、古事記傳卷五云伊豫の海中に大二島と云あり大二島大明神の社もこゝにあり、二名島は是也と國人はいへど信られず、越智郡なる大野神社などを唱へ誤れるにはあらぬか云々——筆者云大三島は大二島と誤稱せられたることあり、大野神社

註二、越智七島（三島七島、上島七島）に關する確實なる記錄を見ず。然れども七島各一社を安んずと云へば、今現存するものにより、查察すれば、大三島、大下島、岡村、御手洗島、（今大崎下島）岩城島、弓削島、梅島（今梅島は岡山村の部にして全島大三島に接續せり、往古は離島（又は堆塚にて接續）なりしと云ふ）の七島か——伊豆國三島神社に關連する伊豆七島と聯想すべし。又松山藩領の下島七島との好對照と思ふ。

註三、河野家旗頭能島來島因島三家由來記

此時志萬鄉の島隈嶽、舟石湊大島名チ一ノ江二ノ江ノ湊ト云、津倉ト云ハ此島貢租稅收ノ不動倉庫建設地ニ付、名レ之本庄ト云ハ、此三島（大島、伯方、^{ツクテ}臺ノ三所）之庄司官設所ニ而號ニ庄官所セアラ。豫陽河野家譜卷二云ふ。大寶二年六月移^{セト}迫戸社於御島

有^ニ造營^ニ勅^ニ號日本惣鎮守大山積大明神^ニ本地大通智勝佛也、玉興獻^ニ龍駒^ニ黑駒也、神殿御戸有^{其因^ニ}也、聊此神者人皇三十^三代崇峻天皇御宇天^ニ降于迫戸浦^ニ至^ニ末代^ニ在^ニ社壇^ニ號^ニ横殿^ニ代々尊^ニ崇之^ニ當家擁護之靈神也、又號^ニ正一位諸山積大明神^ニ者本地藥師佛十六皇子第一皇子、伊豆王島御事也、光仁天皇寶龜九年從^ニ伊豫^ニ移^ニ祭于伊豆^ニ於^ニ當國^ニ奉^レ崇^ニ浦戸御前^ニ十六皇子者初天^ニ降于高繩山頂^ニ今垂跡于御島^ニ當是玉興者明神之化現畢竟如影與^ニ形、凡眼誰豈可^レ別^レ之哉、子孫相續奉尊^ニ崇明神^ニ神者依^ニ人之敬^ニ增^ニ威神德益赫々、人者依^ニ神之惠^ニ添^ニ運武威彌益々、彼島景致^ニ無双^ニ比^ニ蓬萊、方丈、瀛洲三島^ニ換^ニ御字三字^ニ作^ニ三島^ニ訖云々

月院社何九選俳諧七部集云ふ

我のる駒に雨おぼひせよ

朝またき三島を拜む道なれば

一書に云翁の自註をなし玉ひたる花の故事といふ書有てその註に曰、箱根前にせまりて、雨を思ひよせたる趣向甚おもしろしと云々。予づくく^ニおもへらく、中^ニ翁の自註なといふめるは甚しき華説なり、それ伊豆の三島は、東海道なり、それを拜む道とこそいふべきに道といふは往還にはあらず、田舎にても在郷道をこそ何所へ行道と申すべきなり、此附心は、

神社考曰、伊與守實綱患旱祈之令能因法師詠和歌俄大雨禾枯云々、三島の額は參議佐理卿の筆也、日本惣鎮守三島大明神と云々、天の川苗代水にせきくたせあまくだります神ならば神。この伊與國三島を拜む道なれば、必雨や降むするそ、我のる駒に雨おぼひせよと附たるなり、かゝる本據のある事をさへ解せざるからは花説にうたかひなし、三島と申す由來は面足尊龍に乗して現れ給ふ此龍化して石となる。此時蓬萊方丈、瀛洲の三島浮ひ出づ、故に三島とは申なり。三島は聖武帝津にうつすとなり、又清輔雜談集には津の國にて能因に雨乞の歌を乞とあり、如何伊與守實綱なればおそらくは伊與のかた實説ならむその證次下に申す。

念佛に狂ふ僧いつくより

愚考或ものに叡山の平等供奉といふ僧無常をさとりて、白衣の儘にて足駄を履ながら京の方へ下り、淀にて便船をたのみ伊與の國へ下り乞食して日を送りける、國の守の館にて弟子淨真阿闍梨に對面ありて又それよりゆく衛もしらす出行げりと云々、されば三島も伊與のかた必定なり。

註五、古蹟志曰く「因祭爲^ニ山祇^ニ爲^ニ地祇^ニ初冊氏生^ニ于迫戸^ニ最^ニ後居^ニ于石鐵^ニ因迫戸曰^ニ三身島^ニ石鐵曰^ニ居地^ニ今作^ニ三作^ニ石皆萬葉字也云々。

註六、伊豆國加茂郡に三島神社あり（是れ伊豆島にて七島中の
專大島に祭る、爾餘の諸島をも攝屬して三島郷と云ひき、今
田方郡三島神社の方官幣大社として世に知らる、然れども是
れ後年勧請したるものなるべし「大日本地名辭書參看」）

攝津國島上郡三島神社、越後國三島郡三島神社等あり、伊豫
國溫泉郡北吉田村三島神社、越智郡別宮村大山積神社、元周布郡
早那津和地島三島神社、越智郡別宮村大山積神社、元周布郡
新屋敷村三島神社、同田野村三島神社、新居郡金子村一宮神
社、宇摩郡三島村三島神社、元上浮穴郡菅生村三島神社、元

下浮穴郡總津村三島神社、喜多郡戒川村三島神社、同北表村
三島神社、元宇和郡宮内村三島神社、東宇和郡卯之町三島神
社、同山田村三島神社、同野村三島神社、同土居村三島神社、
同豫子林村三島神社、北宇和郡宮下村三島神社、同宮野下村
三島神社、同久保村三島神社、南宇和郡城邊村三島神社、（伊
豫溫古錄による）（完）

菅 菊 太 郎